

聞こえの共生社会推進施策の取組状況

基本的な施策	令和3年度までの取組	令和4年度の計画
①府民の理解を深めるための取組 ・府民や事業者に対する周知・啓発	・聞こえのバリアフリーハンドブックを作成し、府内市町村・関係団体等に配布 ・府民だよりで条例を紹介 ・FM 京都ラジオ Kyoto Prefecture Eyes で「聞こえのサポーター養成事業」を紹介	・いきいき条例に関する出講や研修会の機会に併せ、随時聞こえ条例や施策に関して周知 ・府庁ブルーライトアップの実施
②聴覚障害児等が手話を身につける機会の提供 ・聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援 ・聾学校における手話での教育環境の整備	・難聴幼児サポートセンター事業として、難聴幼児に対する相談事業に加え、「にじっこ・城陽」や「にじっこしゅわしゅわ」等の取組を実施。楽しみながら幼児・保護者への手話の普及、コミュニケーション支援を行った。 ・聞こえにくさのある幼児及び児童生徒への指導・支援の在り方研修を実施 ・職員向け手話研修会の実施 ・病院（小児科等）における事業周知（チラシ配布）	・難聴幼児サポートセンター事業において幼児とその保護者に対し、手話や多様なコミュニケーションの獲得等の支援を実施 ・職員向け手話研修会の実施と充実
③手話習得やコミュニケーション手段学習の機会の提供 ・難聴者や中途失聴者への手話習得機会の提供 ・手話以外のコミュニケーション手段習得の機会の提供	・手話及びその他コミュニケーション手段の相談会等を実施	・手話及びその他コミュニケーション手段の相談会等を実施
④環境の整備 ・手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員等の養成	【養成】 ・手話通訳者（基本・応用・実践） ・要約筆記者（前期・後期） ・盲ろう介助 【遠隔手話・要約筆記】 ・遠隔手話通訳サービス、遠隔要約筆記事業の開始	・手話通訳者等の養成を継続実施 ・遠隔手話通訳サービス、遠隔要約筆記事業の継続実施
⑤府政での対応 ・職員研修の実施 ・府政におけるコミュニケーション手段を使用した情報提供・事業実施等	・ふちよう聞こえのサポーター養成事業（府職員に対する手話や聴覚障害者への理解促進） ・コミュニケーション支援アプリ活用事業 ・知事との行き活きトーク等による手話通訳者の配置 ・知事記者会会見における手話通訳者配置及び手話動画作成 ・府警本部の接遇改善指導の機会における条例の周知	・ふちよう聞こえのサポーター養成事業継続実施 ・コミュニケーション支援アプリ活用事業 ・府警本部の接遇改善指導の機会における条例の周知 ・知事記者会会見における手話通訳者配置及び手話動画作成

